

議長・知事への勧告時の委員長発言要旨

平成28年10月6日
鳥取県人事委員会

- 当委員会では、本日まで、本年の民間給与実態調査の結果や、県内の経済・雇用情勢、国の人事院報告・勧告や他の地方公共団体の状況をもとに、各任命権者や職員団体の意見も聴きながら、本県職員の給与改定について、検討を重ねてきました。

本日、その内容がまとまりましたので、職員の給与改定について勧告を行うものです。

【公民較差】

- はじめに、公民較差についてですが、月例給は県職員給与が民間給与を下回っていましたが、特別給は、県職員給与が民間給与を上回っていました。
- 具体的には、月例給については1.07% (3,687円)、県職員給与が民間給与を下回っており、特別給については年間支給月数で0.08月分、県職員給与が民間給与を上回っています。

【改定方針】

- このため、当委員会としましては、地方公務員法第24条第2項に定める給与決定の原則を踏まえ、民間給与との均衡を図るため、県職員の月例給を引き上げ、また特別給を引き下げる必要があると判断しました。

【改定内容】

- 月例給の主な改定内容ですが、国と同様に初任給について民間との間に差があることなどを踏まえ、若年層を中心に改定した本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表へ改定（切替え）し、水準を引き上げることとしました。また、管理職手当についても給料表に準じて改定を行うこととしました。

なお、月例給を引き上げるのは、2年連続です。

※報告・勧告の概要「3（1）ア 勧告の考え方及び内容 給与の改定 月例給」より

- 特別給については、県内民間事業所における年間支給月数（4.02月分）が本県職員の現行の支給月数（4.10月分）を0.08月分下回っていることから、支給月数を0.10月分引き下げることとしました。

引下げに当たっては、国及び他の地方公共団体の特別給に占める勤勉手当の支給割合の動向並びに民間の特別給のうち考課査定分の支給割合の状況等を踏まえ、期末手当を引き下げることとしました。

※報告・勧告の概要「3（1）イ 勧告の考え方及び内容 給与の改定 特別給」より

【扶養手当の見直し】

- また、本年の人事院勧告では、扶養手当について、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえた見直しが勧告されました。本県においても、国と同様の状況があることなどを踏まえ、国に準じて見直しを行うこととしました。

【改定内容】

- 具体的には、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで引下げ、それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げを行うこととしました。

※ 改定前	配偶者	: 10,500円、	子及び父母等	: 6,500円
※ 改定後	配偶者及び父母等	: 6,500円、	子	: 7,900円

※報告・勧告の概要「3（2） 勧告の考え方及び内容 扶養手当の見直し」より

【実施時期】

- 実施時期について、給料表及び諸手当については本年4月分から、特別給については本年12月期分から実施することとしました。

また、扶養手当については、配偶者に係る手当額の引下げによる受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、来年4月から段階的に実施することとしました。

※報告・勧告の概要「3（3） 勧告の考え方及び内容 実施時期」より

【勧告実施の要請】

- 勧告の内容は、以上のとおりです。

本県職員の給与はほぼ全国最低水準となっているところですが、このような中であっても、本県職員の多くは、県民の視点に立った行政サービスの充実や公務能率の向上に精励しています。

つきましては、この勧告の実施のため、所要の措置をとられるよう要請します。

【人事管理に関する報告】

- その他、人事管理に関して、「仕事と家庭生活の両立支援」、「時間外勤務の縮減対策」、「労働災害の防止」、「職員の健康保持」、「良好で働きやすい職場環境の確保」、「高齢期の雇用問題」、「非常勤職員等の勤務条件」、「障がい者の雇用」、「能力・実績に基づく人事管理の推進」などについて意見を述べています。いずれも県職員が心身ともに健康を保持しながら、やりがいと意欲を持って公務に邁進することができるよう、職場環境や体制作り等についての改善・充実に向けた意見ですので、留意・配慮をお願いします。なお、本年は、特に次の1点について申し上げます。

※報告・勧告の概要「4 人事管理に関する報告」より

- 本年3月に、育児や介護と仕事の両立支援がしやすい就業環境の整備等を目的として民間労働法制が改正され、来年1月から施行されることとなっていることを踏まえ、国においては、介護休暇の分割取得を可能とすること、介護のための勤務時間の一部を勤務しないことを承認できるよう措置すること、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象とすることなどについて人事院勧告が行われています。

本県においても、働きながら育児や介護がしやすい環境整備の必要性は民間や国と同様であることから、国に準じて制度の見直しを進めていただくようお願いします。

※報告・勧告の概要「4(1) 人事管理に関する報告 仕事と家庭生活の両立支援」より